

# 日進市地域強靱化計画

## —概要版—

### 〇地域強靱化計画とは

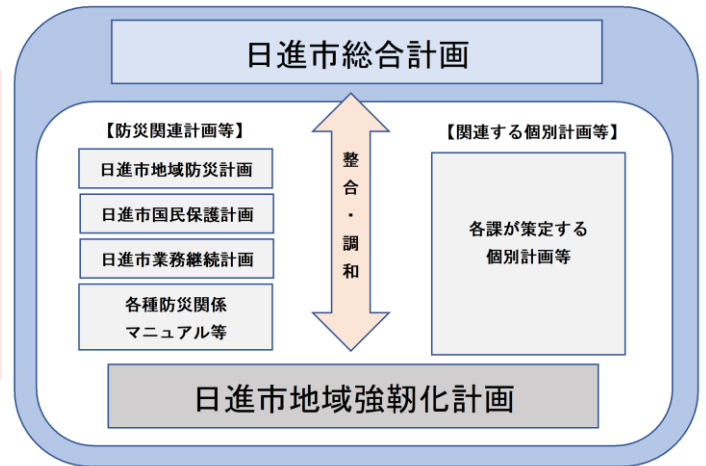
#### 計画の策定趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められ、平成 26 年 6 月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定された。

また、愛知県においても平成 28 年 3 月に「愛知県地域強靱化計画」が策定された。今後、国全体の国土強靱化政策や愛知県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国・県、県内市町村、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、本市においても、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるために、本市の強靱化に関する指針となる「日進市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）」を策定し、取組を推進する。

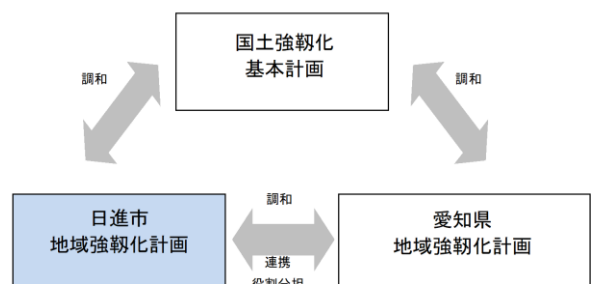
#### 計画の位置づけ

《日進市地域強靱化計画のイメージ》



本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、日進市総合計画との整合・調和を図るとともに、日進市地域防災計画など本市の全ての関連計画で、地域の強靱化に係る部分についての指針となる性格を有するもの。

《日進市地域強靱化計画と国・県の強靱化計画の関係》



基本計画、愛知県地域強靱化計画を踏まえつつ、地域の強靱化の推進を図っていきます。さらに、本計画で位置づけた施策の推進方針については、進捗管理（P D C A）を行うとともに、本計画自体も不断の見直しを行い、地域の強靱化を進めていく。

## 基本目標

基本計画や愛知県地域強靱化計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つの基本目標とした。

- 1 市民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

## 留意事項

国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し対策を進める。

### (1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- ・「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。
- ・国、県・市町村、民間団体等が、常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
- ・少子高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化に対応する。
- ・人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、コミュニティの機能の向上を図る。

### (2) 効果的な施策の推進に係る事項

- ・正しく知識と実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図る。
- ・民間事業者の自主的な設備投資等を促すなど、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。
- ・ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的な取組を進める。
- ・PDCA サイクルを通じた施策の推進、見直しにより、計画的な取組を推進する。
- ・個々の施設・設備やシステムの強靱化とともに、代替性・冗長性の確保も考慮する。
- ・非常時のみならず、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

## 計画の対象区域

### 【日進市全域】

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とする。

## 想定するリスク

地震

風水害（豪雨、洪水）

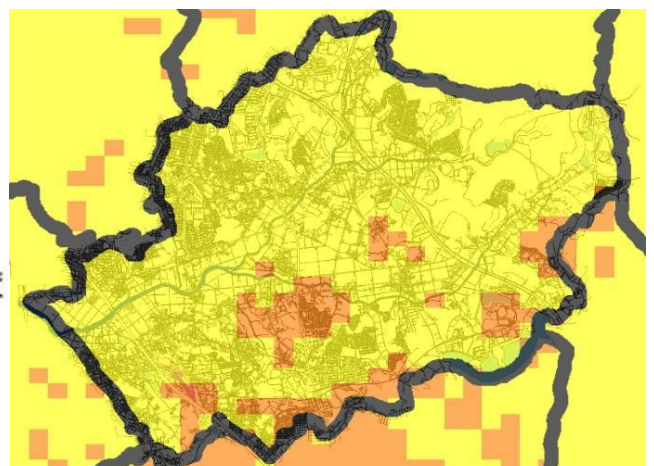
土砂災害

大雪

異常渇水

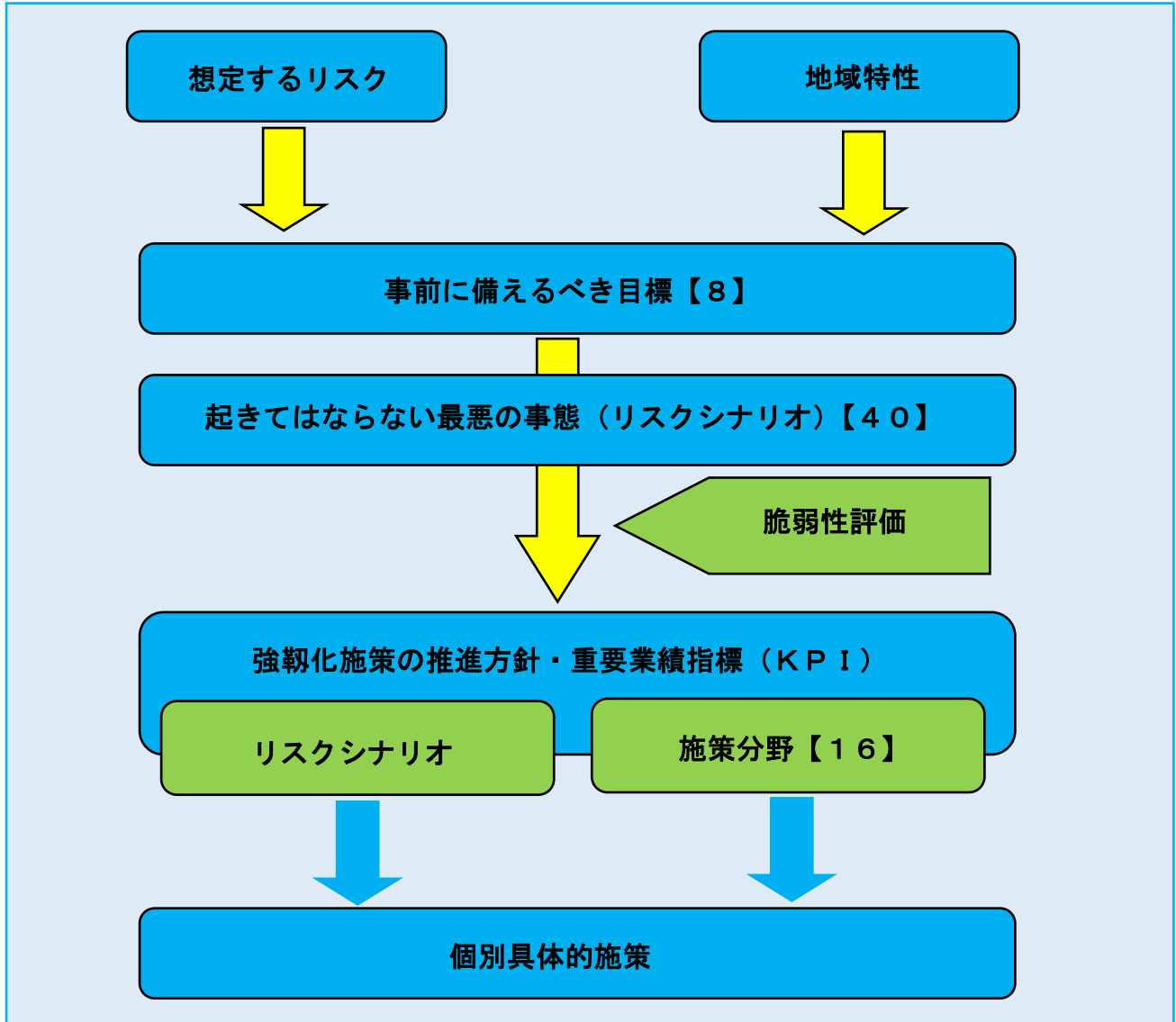
計測震度

- 7
- 6強
- 6弱
- 5強
- 5弱



## ○強靱化施策の基本的な考え方

- 想定するリスクと地域特性等を踏まえ、強靱化に必要な事項を明らかにするため、8つの「事前に備えるべき目標」と40の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。
- これらを基に、大規模自然災害等に対する脆弱性評価を行い、40のリスクシナリオと16の施策分野（11の個別施策分野/5の横断的分野）ごとに強靱化施策の推進方針を決定し、施策の達成度・進捗管理のため、重要業績指標（KPI）を示した。



## ○計画推進の見直し

本計画は強靱化の方針や方向性を示すものであり、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに本計画全体を見直すこととする。また、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合などは、適宜必要な見直しを行う。

さらに、本計画の見直しにあたっては、国・県の強靱化計画や関連する他の計画等の見直しの状況を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係する他の計画との整合を図る。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
	5-6 食料等の安定供給の停滞
	5-7 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3 ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
	7-5 農地・森林等の被害による荒廃
	7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態